

令和7年度 第1回南島原市入札監視委員会 概要報告書	
開催日時	令和7年5月9日（金） 13時30分～14時30分
開催場所	南島原市役所 3階 大会議室
報告案件 及 び 審査案件	1. 開会 2. 委嘱状交付 3. 市長挨拶 4. 協議事項 ① 委員長の選出 ② 入札契約に係る例規関係 ③ 南島原市の入札制度について ④ 審査案件の抽出方法について 5. その他 6. 閉会
出席者 （委員）	委員 本田 博徳 委員 岩本 公明 委員 加藤 久雄 委員 堀 大祐
（南島原市）	南島原市長 松本 政博 総務部長 五島 裕一 総務部管財契約課長 大崎 玄勝 〃 管財契約班長 楠田 真典 〃 管財契約班 本多美和子 宮崎 信一

【議事】

意見・質問事項	回 答								
1. 開会 2. 委嘱状交付	(市長) 下記4名に対し委員として委嘱状を交付 任期は令和7年4月1日～令和9年3月31 日まで。 <table border="0"> <tr> <td>技術分野</td> <td>本田 博徳 氏</td> </tr> <tr> <td>行政分野</td> <td>岩本 公明 氏</td> </tr> <tr> <td>社会経済分野</td> <td>加藤 久雄 氏</td> </tr> <tr> <td>法律分野</td> <td>堀 大祐 氏</td> </tr> </table>	技術分野	本田 博徳 氏	行政分野	岩本 公明 氏	社会経済分野	加藤 久雄 氏	法律分野	堀 大祐 氏
技術分野	本田 博徳 氏								
行政分野	岩本 公明 氏								
社会経済分野	加藤 久雄 氏								
法律分野	堀 大祐 氏								
3. 市長挨拶	(市長) 本市では、「公共工事の入札及び契約の適 正化に関する法律」の趣旨を踏まえ、市が発 注する建設工事等の、入札及び契約の公正の 確保と透明性の向上を目的とした「南島原市 入札監視委員会条例」を制定しております。 本委員会の設置は、本市の入札制度改革の 一環であり、改革の最重要項目のひとつとし て位置づけております。 (中略) 当委員会において、幅広い視点からの調 査・審議を受けることで発注者の恣意性を排 除し、より一層、公正かつ透明性の高い入札 制度を確立してまいります。また、調査・審 議を継続していくことにより、官製談合等の 不正に対する抑止力効果が生じることを期 待しております。 公共工事におきましては、今後とも厳しい 社会情勢が続くと思われませんが、市民の期待 と信用に応え、発注者としての責務を果たす ためにも、委員の皆様のご協力をお願い申し 上げます。 ※内容については抜粋しています。								

	業務委託 614 件 物品購入 436 件 (2) 入札方式 1000 万円以上の工事については、制限付一般競争入札での発注を基本としている。 上記以外は指名競争入札で実施している。 (3) 予定価格と最低制限価格の設定 予定価格は、全ての業務においてランダム化の対象とせず、入札前に 1 回決定。 最低制限価格は、建設工事はランダム化により入札前と入札会場の 2 回に分けて決定。コンサルはランダム化により入札前に 1 回決定。(物品・その他業務は最低制限価格の設定なし) (4) 入札回数 建設工事 1 回 (工事費内訳書提出が必要) コンサル 1 回。 物品・その他業務は 2 回実施。 (5) 落札者の決定 工事 (一般競争入札) については、落札候補者決定後、競争参加資格審査等の確認後落札決定。 工事 (指名競争入札) 工事費内訳書の審査、また疑義申立の対応が必要となるため、会場では「落札候補者」として公表。入札日の翌々日落札決定。 コンサルは入札当日落札決定。 物品・その他は入札会場にて落札決定を行っている。 また、制限付一般競争入札については、入札同一日において競争入札に付する同種工事は類似工事として発注し、落札者が重複することがないように、受注機会拡大の運用を行っている。 類似工事は、南島原市競争参加資格委員会及び南島原市建設工事指名審査委員会が選定した工事としている。
--	---

④ 審査案件の抽出方法について	(6) 入札監視委員会の設置について 平成 27 年度より設置 (7) 格付け基準 合理化対策要綱第 5 条及び第 6 条により規定している。 南島原市独自の主観点項目を設定し、運用している。 (8) 工事別発注基準 発注基準については、合理化対策要綱第 13 条で定め、制限付一般競争入札の競争参加資格は公告による。 (9) 結果の公表 落札者、落札額、予定価格、最低制限価格、ランダム係数など公表している。 (10) 指名停止 南島原市工事請負契約に係る入札参加資格者指名停止の措置要領 に基づき指名審査委員会において、指名停止の適用、指名停止期間を決定。 (11) 入札・契約に係る委員会 ・ 南島原市建設工事指名審査委員会 ・ 南島原市競争参加資格委員会 ・ 南島原市公正入札調査委員会 ・ 南島原市入札監視委員会 説明は以上 (事務局) 抽出方法は、抽出案件等通知書により各委員が南島原市へ通知することとし、対象案件の中から 2 件、抽出理由を付して南島原市に対し通知を行う。 このほか、審議案件以外の入札・契約に関する事項についても、質問や協議事項などを事前に通知することとする。
------------------------	---

① 委員長の選出 (委員) ・これまでご経験のあるお2人でいかがでしょうか。 (委員) ・入札監視委員会というのは、競争原理が働いているか、公正に行われているか等1件1件審査する。それに加えて、南島原市では入札監視委員会を設置して入札が適正に行われるように審査しているという事を一般市民の方や業者の方へアピールする目的もある。その中で前回から引き続き委員となった2人は元県職員であったため、県と市との違いはあるが、行政という枠の中で委員長をしていいのかという思いがある。 (委員) ・法律的なところや社会の中での位置づけからすると堀委員が適任ではないかと考えます。 (委員) 異議なし（全会一致） 堀委員了承。 5. その他 ・次回の開催日程について 6. 閉会	(事務局) 南島原市入札監視委員会条例第4条により当委員会の委員長を選出させていただきたい。 (事務局) 令和7年7月～8月開催予定。
---	---